

# Hondaモンパル利用者総合補償保険

普通傷害保険（交通乗用具搭乗中の傷害危険補償特約条項セット）

賠償責任保険（施設所有管理者特約条項セット）

## 1. 保険概要 / 保険金をお支払いする主なケース

### ①普通傷害保険

モンパル搭乗中に急激かつ偶然な外来の事故によって、搭乗者自身がケガをされた場合に、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金をお支払いします。

### ②賠償責任保険

モンパルの所有・使用・管理により、他人にケガを負わせたり他人の物を壊したこと等によって法律上の賠償責任を負った場合に損害賠償金および費用をお支払いします。なお、被保険者はモンパルの所有者・使用者・管理者となります。

## 2. 保険金をお支払いできない主なケース

### ①普通傷害保険

- ・故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ・自動車などの無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故
- ・脳疾患、疾病または心神喪失
- ・むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないもの
- ・地震、噴火またはこれらによる津波 など

### ②賠償責任保険

- ・故意による賠償責任
- ・被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- ・自動車の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ・被保険者が所有、使用、管理する財物の損壊についてその財物に対し正当な権利を有する者に対する賠償責任

## 3. 保険金額 / 保険料

### ①普通傷害保険

<保険金額>

死亡・後遺障害保険金：678.3万円

入院保険金：日額 6,000円

手術保険金：入院保険金日額の5・10倍

通院保険金：日額 4,000円

### ②賠償責任保険

<保険金額>

対人賠償：1名・1事故 1億円（免責金額 1千円）

対物賠償：1事故 1,000万円（免責金額 1千円）

<保険料（①+②）>

保険期間1年間・一括払

**1台あたり保険料：10,000円**

このご案内は、「普通傷害保険（交通乗用具搭乗中の傷害危険補償特約条項セット）」および「賠償責任保険（施設所有管理者特約条項セット）」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「重要事項説明書」などをご覧ください。なお、ご不明な点は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### ●引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社

モビリティ第二部 営業第一課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL 03-3349-3302

受付時間 平日の午前9時から午後5時まで

### ●お問い合わせ先（取扱代理店）

ホンダ開発株式会社 保険サービス部

〒351-0114 埼玉県和光市本町5-39

TEL 048-452-5815

受付時間 平日の午前9時30分から午後5時30分まで

（土日・夏季/冬季連休・GW、弊社指定の定休日を除きます）